



2022年5月24日

各位

会社名 明治機械株式会社
代表者名 代表取締役社長 日根 年治
(コード番号 6334 東証スタンダード)
問い合わせ先 管理部長 高工 弘
(TEL. 03-5295-3511)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は本日開催の取締役会において、2022年6月24日開催予定の第147回定時株主総会において、下記の通り「定款一部変更の件」を付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 提案の理由

- ①将来の事業活動の多様化に対応するとともに、当社の現状により即した目的に整理するため、現行定款第2条（目的）の目的事項を変更案のとおり整理・統合するものであります。
- ②「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改定規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
 - (1)変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - (2)変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - (3)株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第16条）は不要となるため、これを削除するものであります。
 - (4)上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線部分は変更部分を示します。)

現行の定款	変更案
(目的) 第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。 (1)～(7) (条文省略) (8) 駐車場、 <u>洗車場</u> 、 <u>飲食店</u> 、カルチャーセンター経営。 (9) <u>土木建設用機械・装置及び機材</u> の製作、販売及び賃貸。 (10) (条文省略)	(現行どおり) (1)～(7) (現行どおり) (8) 駐車場、飲食店、カルチャーセンター経営。 (9) <u>建築資材・建設用機械・装置及び機材</u> の製作、販売及び賃貸。 (10) (現行どおり)

現行の定款	変更案
<p>(11) <u>生命保険の募集に関する業務並びに損害保険及び自動車損害賠償保障法基く保険の代理業。</u></p> <p>(12) <u>塗料、薬品、医薬品、医薬部外品、健康食品、化粧品、食品添加物その他の化学製品の製造及び販売。</u></p> <p>(13) <u>ソフトウェア開発業務。</u></p> <p>(14) <u>コンピュータ技術者の労働者派遣業務。</u></p> <p>(15) <u>コンピュータの販売業務。</u></p> <p>(16) <u>コンピュータに係る附属品の販売業務。</u> (新設)</p> <p>(17) ~ (20) (条文省略)</p> <p>(21) <u>コンピュータによる計算及び統計業務の受託。</u></p> <p>(22) <u>電気通信、コンピュータシステム等にかかる調査及びコンサルティング。</u></p> <p>(23) <u>太陽光発電システムなど再生可能エネルギーに係わる設計、販売、施工、修理及び売電。</u></p> <p>(24) ~ (25) (条文省略)</p> <p>(26) <u>住宅関連リフォーム、建設関連資材販売。</u></p> <p>(27) <u>立体駐車場装置の製造及び販売。</u></p> <p>(28) ~ (30) (条文省略)</p>	<p>(削除)</p> <p>(11) <u>食品、加工食品並びに塗料、薬品、医薬品、医薬部外品、健康食品、化粧品、食品添加物その他の化学製品の製造及び販売。</u></p> <p>(12) <u>ソフトウェア開発及びコンピュータ技術者の労働者派遣業務。</u> (削除)</p> <p>(13) <u>コンピュータによる計算及び統計業務の受託。</u> (削除)</p> <p>(14) <u>電気通信、コンピュータシステム等にかかる調査及びコンサルティング。</u></p> <p>(15) ~ (18) (現行どおり) (削除)</p> <p>(19) <u>太陽光発電システムなど再生可能エネルギーに係わる設計、販売、施工、修理、再利用。</u></p> <p>(20) ~ (21) (条文省略) (削除)</p> <p>(22) ~ (24) (現行どおり) (削除)</p>
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p><u>第16条 当社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p><u>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>

現行の定款	変更案
<p>附則 (社外監査役の責任免除に関する経過措置) 当社は、第 138 回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力発生時以前の行為に関し、会社法第 427 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>附則 (社外監査役の責任免除に関する経過措置) <u>第 1 条</u> (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><u>(電子提供措置等に伴う経過措置)</u></p> <p><u>第 2 条</u> 現行定款第 16 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更案第 16 条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である令和 4 年 9 月 1 日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</p> <p><u>2</u> 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 16 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</p> <p><u>3</u> 本条は、施行日から 6 か月を経過した日又は前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定）	2022 年 6 月 24 日
定款変更の効力発生日（予定）	2022 年 6 月 24 日

以 上